一般社団法人大日本水産会	東京都港区赤坂一丁目九番十三号	水産加工品
全国醤油工業協同組合連合会	東京都中央区日本橋小網町三番十一号	醤油製品
一般社団法人日本冷凍食品協会	東京都中央区築地三丁目十七番九号	冷凍食品
公益社団法人日本給食サービス協会	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目五番八号神田木原ビル七F	集団給食用食品
一般社団法人日本惣菜協会	東京都千代田区麹町四丁目五番地十	惣菜
一般社団法人日本弁当サービス協会	東京都千代田区神田淡路町二丁目二十一番地十二	弁当
公益財団法人日本食品油脂検査協会	東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号	食用加工油脂
一般財団法人日本食品分析センター	東京都渋谷区元代々木町五十二番一号	ドレッシング類
一般社団法人全国清涼飲料工業会	東京都中央区日本橋室町三丁目三番三号	清涼飲料水
一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会	東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十八号	食酢製品
一般社団法人日本ソース工業会	東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十八号	ウスターソース類
全国乾麺協同組合連合会	東京都中央区日本橋兜町十五番六号	乾めん類
全日本漬物協同組合連合会	東京都江東区三好一丁目一番二号	農産物漬物
全国製麺協同組合連合会	東京都江東区森下三丁目十四番三号	生めん類
公益社団法人日本べんとう振興協会	東京都新宿区四谷二丁目八番地	大量調理型主食的調理食品

二　変更された指定認定機関ごとの認定業務規程

変更された指定認定機関ごとの認定業務規程は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省・農林水産省告示第七号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十七条の規定に基づき、指定認定機関から事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十三条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

農林水産大臣　林　芳正

指定認定機関の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更の年月日
全日本漬物協同組合連合会	東京都千代田区外神田二丁目十六番二号	東京都江東区三好一丁目一番二号	平成二十六年一月一日

○中央労働委員会告示第二号

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月一日

中央労働委員会会長　諏訪　康雄

表の独立行政法人国立印刷局の項の工場の項中「工場長」の次に「、副工場長」を加える。

○農林水産省告示第八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県長野市松代町豊栄字権房四七二二の一、四七二二の二、四七二三の一、四七二四の一、四七二四の二、四七二四の三、四七二四の四、四七二五の一から四七二五の三まで、四七二六の一、四七二六の二、四七二七から四七三一まで、四七三四の一、字山神四七三五、四七三六、四八一三の一、四八一三の二、四八一三のロ、四八一四の一、四八一五の二、四八一五の三、四八一六の一、四八一六の三、四八一七から四八二〇まで、四八二一の一、四八二四から四八二七まで、四八二八の一から四八二八の三まで、四八二九の一、四八二九のイ、四八三〇のイ、四八三〇のロ、四八三一、四八三二、四八三三のイ、字上ノ山四八九五の一から四八九五の五まで、四八九七の一から四八九七の三まで、四八九八、四八九九の三、四八九九のロ、四九〇〇の一から四九〇〇の三まで、四九〇二の一、四九〇四の一、四九〇五の一、四九〇六の一、四九〇六の二、四九〇六の四、四九〇六の六、四九〇六の七、四九〇六のイの一、四九〇七、四九〇八の七、四九〇八の八、四九〇八の三五、四九一二、四九一三の一、四九一三のイ、四九一四の一、四九一四の二、四九一五の一、四九一五の二、四九一六の一、四九一六の二、四九一七の一、四九一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町新谷字家ノ前一一一五の一、一一二三の二、一一二三の三、字不動木下三九〇四から三九〇七まで、字綟塚三九〇八の一、三九〇八の乙、三九一五の一、三九一六から三九四〇まで、三九〇八の一地先・三九一九地先・三九三九地先・三九四〇地先（以上四筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、字経塚五〇一四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県加茂市大字宮寄上字長瀬一五五五、一五五六の三、一五五六の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。）